特定非営利活動法人日本障害者協議会（第 9回総会議案書より）

**はじめに**

　2020年度最初の理事会（4月14日）は新型コロナウイルス（COVID-19）の感染予防の観点から書面表決という方法で開催された。その理事会では総会も書面表決とすることを決議した。よもやこうした形で理事会を開催することになるとは思いもよらなかった。集まること、つながること、行動することがJDの真骨頂だが、いまは「動かないこと」「集まらないこと」に徹することが大事である。そして、感染拡大の中で、海外ではいのちの選別が行われているとの報道もあり、危惧している。

JDは今年40周年を迎え、求められる役割も大きい。40年の蓄積を生かしつつ、この難局を加盟団体と手を携えて乗り越えていきたい。

**１．障害のある人のいのち・健康・暮らしを守る取組**

　国は、COVID-19の感染拡大防止を目的に2020年4月7日に緊急事態宣言を出した。JDは今回の対策について、二度の緊急要望書を内閣総理大臣、厚生労働大臣宛に提出している。その後も日々状況は変化し、とりわけ医療崩壊が報道される中で、優生思想の広がりを警戒し、誰のいのちも等しく重いことを伝え続けていく責務があるとの思いで、加盟団体や日本障害フォーラム（JDF）との情報交換などを行い、国や自治体に向けて必要な取組を行なっていく。

　不測の事態の際に、制度の根本課題が露わになる。障害福祉の制度の脆弱性や日本の公衆衛生行政の弱体化が露呈している。公的責任を後退させ、市場化する動きが加速する中での感染拡大である。障害分野で言えば、障害者総合支援法の報酬の日額払いの仕組みは、障害のある人を支援する事業所の経営を直撃する。障害のある人の生活を支えるホームヘルパーは通常でも不足しており、この危機的状況下ではその不足は加速する。

　COVID-19の問題は、日々状況が変わり、展望を描きにくいことである。変化する状況に合わせて緊急的な要望活動を行い、同時に制度の根幹にかかわる障害福祉制度について、改善・改革を求めていく。

**２．障害のある人の権利保障に向けた取組**

**１）優生保護法被害問題**

　2019年4月24日、旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律が成立したが、内容面の不十分さや当事者不在の法案成立にJDは問題提起を行なった。被害者の高齢化を理由にして、拙速とも思われる法案成立であった。厚生労働省は2万5千人の被害者がいると発表した。既に亡くなっている人もいるとは思われるが、一時金支給の認定件数は、施行から１年が経とうというのに529件（2020年3月末）に留まっている。

　旧優生保護法をめぐる国家賠償請求訴訟には、全国8地裁で24人の原告が立ち上がっている。その先鞭をつけた仙台地裁判決では、憲法違反を認めたにもかかわらず、原告の請求を棄却した。その後、仙台高裁での裁判、各地裁での裁判が続いており、被害を受けた人たちの人権復権は、JDとしても重要なテーマとして取り組んでいく。

**２）津久井やまゆり園事件とその裁判員裁判**

　2016年7月26日、19人を刺殺し、27人を刺傷したやまゆり園事件の裁判員裁判が2020年1月8日に横浜地裁で始まり、3月31日に被告の死刑が確定し、裁判員裁判は終わった。裁判員裁判は被告の自己責任能力の是非を問うことに終始し、この事件の本質は解明されなかった。そして、「障害者は不幸しかつくり出さない」とする被告の歪んだ考えは変わることがなかった。声明でも述べたように、二度とこのような殺傷事件を起こさないためにも、障害のある人への差別や偏見をなくしていくためにも、私たちは「事件を忘れない」。

また、裁判員裁判では1人を除いて被害者は記号で呼ばれたが、この背景には重い障害のある人や家族の置かれた現代社会での厳しい状況がある。しかし、いのちを奪われた人たちの人格や人生を否定されているようでもあり、この事実にも向き合っていかなくてはならない。

**３）障害者権利条約パラレルレポート(パラレポ)の取組とその実現をめざして**

　2020年夏秋に国連・障害者権利委員会で日本の障害者権利条約（権利条約）の履行状況が審査される予定である。JDFは、締約国への事前質問事項に反映すべき内容をパラレポにまとめ国連に提出した（2019年7月）。JDはJDFのパラレポ特別委員会や起草チームの一員として、積極的にパラレポづくりに関わり、2019年9月にはスイスのジュネーブで開かれた障害者権利委員会に傍聴団を派遣した。パラレポづくりの過程で、JDFの各団体間で意見の相違のある内容も丁寧に議論し対話を行なってきたことも、重要な一歩である。

また、JDが世界各国のパラレポに関する文書を、チームを組織し和訳する取組を継続したことは、多方面から高い評価を受けている。

2020年9月以降採択予定の総括所見に反映すべき内容を第2弾のパラレポとしてまとめ上げる作業を急ピッチで進めたが、世界的なCOVID-19拡大の情勢で、審査日程も流動的である。

日本の障害者施策を権利条約の水準に押し上げていくためには、国連からの総括所見（勧告）後の取組が極めて重要であり、JDFの一員として積極的に関わっていく。

**４）日本国憲法・障害者権利条約をものさしに**

　JDでは、旧優生保護法被害問題、津久井やまゆり園事件、中央省庁での障害者雇用水増し事件等々の底流には、誤った障害者観や差別・偏見があり、それらを正していく必要があると考えている。声明を通して社会に問題提起し、サマーセミナー（7月）や憲法・権利条約の集会（11月）、連続講座（例年1月～3月）でこれらの問題をテーマとし、学び合い、問題の本質を共有してきた。本質を捉えるためには日本国憲法と権利条約は重要な役割を果たす。権利条約の示す「他の者との平等」の実現、社会の中で生きづらさを感じている人たちとの幅広い連帯、多様な生き方を認め合う社会の実現に向けてたゆまぬ歩みを続けていく。

**３．JD40周年の節目に**

　JDは、国際障害者年（IYDP）の前年、1980年4月19日に国際障害者年日本推進協議会として発足し、1993年4月、名称を日本障害者協議会（JD）に改め、新たなスタートを切り、本年40周年を迎えた。この大きな節目にあたり、先人たちが切り開いてきた歴史を学び、未来を展望する。JDは常に、最も困難な状況にある障害のある人たちのことを考え、国際的な視点も持ち続けてきたが、未だ解決を見ない問題も山積している。

　これまでの取組を辿りつつ、解決すべき諸課題にどう向き合っていくのか。12月12日には記念事業を企画している。語り合い、学び合い、JDの今後や、すべての人の社会づくりについて考える機会にしたい。

**４．社会保障全体を視野に、継続的に取り組むこと**

　「我が事・丸ごと地域共生社会」、「全世代型社会保障」と財務省や財界の関与する政策が次々と打ち出されている。財源の削減を目的に、成果主義をベースに自己責任を追及し、インセンティブという表現により競争原理が導入され、これは自治体や個人を孤立させる動きでもある。こうした国の方針が障害分野にどのような影響を及ぼすのか。JDはその動向を注意深く監視しながら、関連領域の人たちと手をつなぎつつ、政策提言や必要な行動を進めていく。

　今般のCOVID-19問題を、こうした国のあり方を見直す機会としていくことも重要である。

**１）基本合意と骨格提言を生かす**

　2020年1月7日、障害者自立支援法違憲訴訟「基本合意」締結10年の節目に開催した全国集会には400人近くの人が集まった。基本合意の重要性と、これからも運動を継続していくことを確認した。骨格提言はJDFで進められたパラレポづくりの過程でも重要な役割を果たした。幅広い立場から意見を出し合ってつくられた骨格提言を、基本合意と合わせて政策提言等に生かしていく。

**２）障害者差別解消法改正に向けて**

　内閣府に設置された障害者政策委員会では、法改正に向けての審議が行われているが、実効性のある紛争解決の仕組み、差別の定義など、法制定時に先送りとなった事項が、改正案に反映されるべく、JDFと一体化して政策提言を行う。

**３）所得保障・障害年金について**

　政策委員会を中心に検討を行なっている所得保障制度について、検討・研究を重ね、政策提言を行う。